

## 同意事項

### 1. 地域商社の目的

本市が財政支援等の対象とする地域商社は、個々の生産者に変わり、新たな市場づくりの司令塔として、マーケティングを行い、販路を切り開いていくことを目的とするものであること。

### 2. 地域商社が行う事業イメージ

本市が財政支援等の対象とする地域商社の事業イメージは、以下のとおりであること。

#### 【ブランド化】

こだわり商品の企画、生産支援、販路開拓、新たな加工品の開発企画等

#### 【地産地消】

給食向け食材の集荷・一次加工・配達、大規模住宅団地等での販売企画・支援、ネットワーク技術による既存直売所等の活性化支援

#### 【地産外消】

首都圏等における販売拠点確保・販売企画、食育・収穫体験ツアー、消費者等への理解促進

### 3. 補助対象事業

農林業振興団体等活動事業の補助対象となる活動は、以下のとおりであること。

① 地域商社の自立・安定経営を図るために必要な外部専門人材の確保

② 首都圏等の消費者ニーズ等に関する調査・分析

③ 特産物の差別化にかかる開発経費及び販売促進のためのPR・広告

④ 地域商社の活動拠点の確保

⑤ クラウドファンディング、住民ライターの養成など地域商社と地域住民が連携して地域特産物のPR

### 4. 地域住民及び地域の諸団体等との協調

地域の関係者は、提案された地域商社の活動について、別添アンケート結果のような意見を有している。地域商社の活動を展開するにあたっては、これらの意見を踏まえ、将来の自立・自走を著しく妨げない範囲において、地域住民やJA、商工会、観光協会など地域の諸団体等と協調すること。

### 5. 活動状況報告

地域商社の活動状況について、定期又は不定期に赤磐市担当部局に報告を行うこと。また、赤磐市担当部局が、赤磐市経営生産対策推進会議等への報告を求めた場合は、これに応ずること。

### 6. 農林業振興団体等活動事業として補助対象となる活動を行う団体の認定取消し

上記1. から5. の事項について、誠意をもって真摯に取り組む姿勢が認められない場合、農林業振興団体等活動事業の補助の対象となる活動を行う団体としての認定を直ちに取り消すこと。認定を取り消した場合、認定期間中の活動実績によっては、補助金の返還請求を行う場合があること。